

2010年2月10日

報道関係各位

株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント

### ～「着うた®」に関する東京高等裁判所の判決に対する対応について～

当社は、2010年2月10日、「着うた®」に関する東京高等裁判所の判決を不服として、上告及び上告受理の申立てを行いました。

2008年7月24日に、公正取引委員会から、当社ほかレコード会社3社に対して、「共同して」、他の「着うた®」提供業者に対し、原盤権の利用許諾を行わないようにしている行為を取りやめること等を主文とする審決がなされました。当社において、公正取引委員会の認定するような[共同の取引拒絶]という事実ではなく、2008年8月22日に審決の取り消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起しましたが、2010年1月29日に判決の言渡しがあり、当社の請求が棄却されました。

そのため、本日、この判決に対し、上告及び上告受理の申立てを行いました。

※「着うた®」は、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標です。

以上